



# 貸借契約書

借主 長岡嘉一 様

---

令和5年10月16日

取引業者名

大榎商事

# 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主            様（以下「甲」という。）と借主 長岡嘉一 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	氏貸事務所 2階建北より4軒目東向		階	号室
		区画番号( )			
	所在地	(住居表示) 大阪府東大阪市高井田元町1丁目9番33号			
		(登記簿)			
	構 造	木造 / 瓦ぶき / 2階建 / 全 ( ) 戸			
種 類	戸建	新築年月	年 月		
面 積	約 54, 7 m <sup>2</sup>				
附 属 施 設					

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市政相談事務所開設
-----------

## 頭書(3) 契約期間

令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

## 頭書(4) 賃料等

賃料	月額 60,000円 (別途消費税相当額 6,000円) 消費税率 10%	賃貸保証料	保証料等 59,400円(更新無)
その他の条件	電気・ガス・水道は乙の負担です。		
貸与する鍵	鍵No		
	本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計	月額 66,000円(別途消費税相当額6,000円) 消費税率10%		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名： 預金：普通 当座 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主	
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	貸主様へご持参下さい。
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者：

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	
	(携・帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者登録番号	

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 ( ) 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ( ) 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	K-net株式会社
		主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号 富士信 3F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 (1) 第3号

頭書(8) 更新に関する事項

契約条項第2条第2項参照

頭書(9) 特約事項

- 1, 万一、明渡しの際は月の日割り計算はしないものとする。
- 2, 本契約に於いて6ヵ月未満の解約については、家賃の2ヵ月分を1年未満の解約については、家賃の1ヵ月分を違約金として、支払って頂きます。
- 3, トイレにはトイレ専用の紙以外は流さないで下さい。それ以外の物で万一、詰まった場合は高額の実費請求の恐れがあります。
- 4, 退去時に煙草のヤニ・臭い等黄ばみが著しくある場合、クロスの張替え及び設備機器の交換をお願い致します。
- 5, バイクの駐車は禁止です。
- 6, キッチン・ベランダの各排水口は月1回程度ごみの清掃をして下さい。
- 7, 火災保険は乙が契約し、そのコピーを甲に渡すものとする。

又、エアコンについては前入居者の残置物であり、修繕は乙において下さい。

本契約の締結を証するため、本契約書を<sup>3</sup>通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	東大阪市 [Redacted]		

乙・借主	氏名	長岡 嘉一	[Redacted]
	住所	東大阪市 [Redacted]	

丙・連帯保証人	氏名	[Redacted]	[Redacted]
	住所	東大阪市 [Redacted]	
	極度額	[Redacted]	

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	東大阪市永和一丁目9番8号	主たる事務所所在地	[Redacted]
	商号又は名称 代表者の氏名	大樹 [Redacted] 樹岡洋子	商号又は名称 代表者の氏名	[Redacted] ④
	免許証番号	大阪府知事(8)第41634号	免許証番号	( )第 号
宅地建物取引士	氏名	樹岡洋子	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	大樹商事 東大阪市永和一丁目9番8号 TEL: 06-6723-3289	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	[Redacted] TEL

※は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

### (契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
  - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕

### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき



2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約) <sup>3字抹消</sup>  
<sup>3字追入</sup>

第12条 乙は、甲に対して~~2~~<sup>3</sup>ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から~~2~~<sup>3</sup>ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して~~2~~<sup>3</sup>ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

### (明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。
- 3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

### (立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

### (甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

### (乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

### (遅延損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

### (乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
  - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めに帰らない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

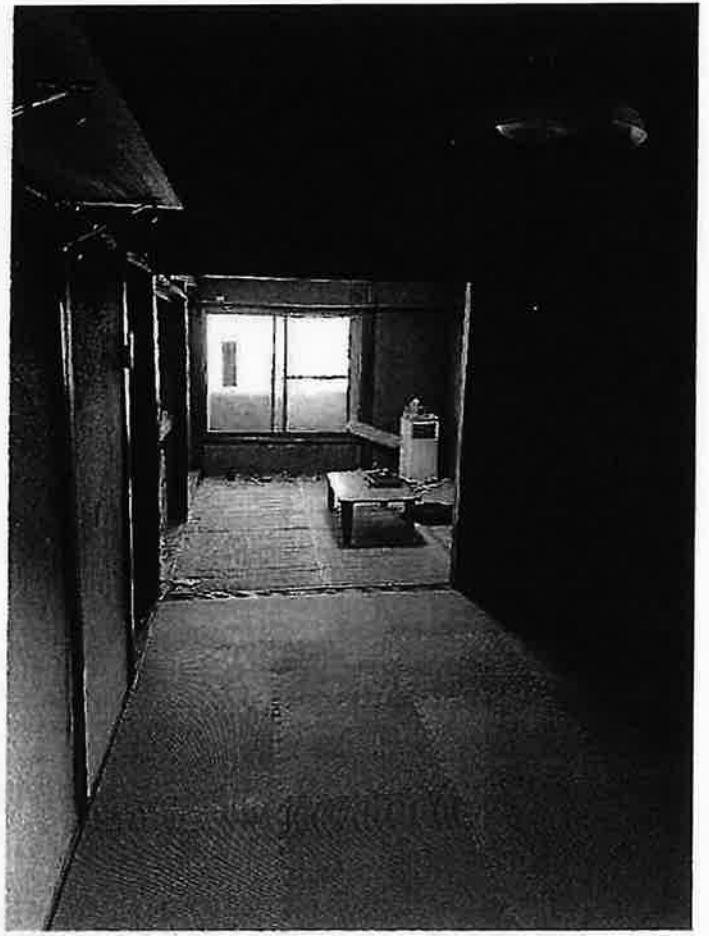
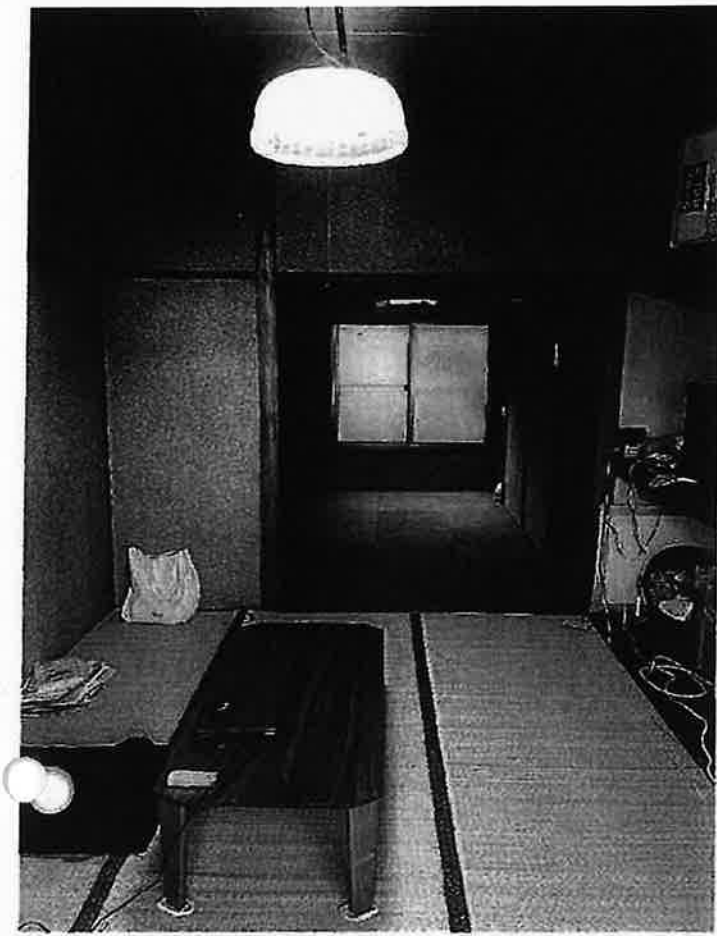
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



領収

自2023年10月 日

印鑑

至2025年 9月 日

(1ヶ月)

賃料等 66,000.-

内消費税 6,000.-

管理費等

管理費

共益費

雑費

駐車料

その他

備考 この領収証は金銭受授のときに最も必要なものであり、  
又二年間通用致しますので大切に保管して下さい。

財政部

領收証

中華民國

長國嘉

號

年

月

日

中華民國

# 契 約 事 項

1.

1. 敷金・保証金の有無にかかわらず翌月分を毎月  
日限りこの領収証と共に間違いなく持参  
することを約束願います。

貸主又は  
管理人

		領収印	
2023年 10月分	2023年10月16日 受取りました		
2023年 11月分	2023年10月25日 受取りました		
2023年 12月分	2023年11月25日 受取りました		
2024年 1月分	2023年12月26日 受取りました		

2024年 2月分	2024年1月26日 受取りました	領収印	
2024年 3月分	2024年2月27日 受取りました		
2024年 4月分	2024年3月31日 受取りました		
年 5月分	年 月 日 受取りました	領収印	

年 6月分	年 月 日 受取りました	領収印	
年 7月分	年 月 日 受取りました	領収印	
年 8月分	年 月 日 受取りました	領収印	
年 9月分	年 月 日 受取りました	領収印	



# 事務所費請求内訳

(2023年10月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	10月分(10/16)
		¥66,000	11月分(10/26)
		¥66,000	仲介手数料
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料		
	ポイント分		
備品・他	事務所備品代等		
	事務所更新保証料	¥59,400	家賃関係
事務所費合計(a)		¥257,400	
請求額(a*1/2)※			¥128,700

※家賃部分については1/2、他は1/3で計算

※家賃関係だけなので1/2で計算

= 賃 貸 計 算 書 =

2023年 10月 日

御 氏 名	長 岡 嘉 一 様
物 件 名	貸事務所 北より4軒目東向 号室)

礼 金	0 円
敷 金	円
10月分家賃 ( 日割)	60,000 円
月分共益費 ( 日割)	円
月分管理費 ( 日割)	円
月分水道代 ( 日割)	円
月分家賃	円
月分共益費	円
月分管理費	円
月分水道代	円
火災保険 ( 年)	円
賃貸保証代 (初回のみ・更新あり)	59,400 円
退去時清掃代 (初回のみ)	円
鍵交換代	円
事務手数料	円
町会費	円
駐車場代	円
駐輪代	円
消 費 税	6,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
仲介手数料(税込)	66,000 円
合計	191,400 円
手付金	円
総合計金額	円

大 柵 商 事	大阪府東大阪市永和1丁目9番8号
	TEL:06-6723-3289 FAX:06-6723-3269

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

長岡嘉一様

2023年10月 日

10月分 60,000円  
消税 6,000円

★ ￥66,000★

但 東大阪市高井田元町1-9-33 大榎建貸事務所

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒577-0809 大阪府東大阪市永和1丁

大 榎 商 事

TEL 06-6723-3289 FAX 06-6723-3289

領 収 証 長岡嘉一様

No. \_\_\_\_\_

★ ￥66,000★

但 東大阪市高井田元町1丁目9-33 北より4軒目東向にあり子仲介手数料と

2023年10月16日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒577-0809 大阪府東大阪市永和1丁目9番8号

大 榎 商 事

TEL 06-6723-3289 FAX 06-6723-3289



コクヨ ウケ-55

# 質借保証委託契約書

1. 質借人(以下、「甲」という)と借主(以下、「乙」という)は、前記記載の保証物件(以下、「保証物件」という)の質借人との間の質借借契約について、  
 2. 借主は、保証物件の質借人との間で「質借借契約」として、質借人との間で「質借借契約」を締結し、保証物件の質借人との間で「質借借契約」を締結し、  
 3. 借主は、保証物件の質借人との間で「質借借契約」として、質借人との間で「質借借契約」を締結し、保証物件の質借人との間で「質借借契約」を締結し、  
 4. 借主は、保証物件の質借人との間で「質借借契約」として、質借人との間で「質借借契約」を締結し、保証物件の質借人との間で「質借借契約」を締結し、  
 5. 借主は、保証物件の質借人との間で「質借借契約」として、質借人との間で「質借借契約」を締結し、保証物件の質借人との間で「質借借契約」を締結し、

フリガナ **長岡 嘉一** フリガナ **大坂 東大阪市**  
 〒577-0806 フリガナ **大坂 東大阪市**

※重要事項の説明を受け「承諾書」を締結しました。署名捺印後、契約の写しを受け取りました。  
 ※保証物件が事業を目的とした質借借契約である場合は、本委託契約は「第1条(保証物件の説明)」の規定する甲の資産状況などを乙に説明しました。

フリガナ **大坂 東大阪市**  
 〒 **フリガナ**

※重要事項の説明を受け「承諾書」を締結しました。署名捺印後、契約の写しを受け取りました。  
 ※保証物件が事業を目的とした質借借契約である場合は、本委託契約は「第1条(保証物件の説明)」の規定する甲の資産状況などを乙に説明しました。

フリガナ **大坂 東大阪市**  
 〒 **フリガナ**

※重要事項の説明を受け「承諾書」を締結しました。署名捺印後、契約の写しを受け取りました。  
 ※保証物件が事業を目的とした質借借契約である場合は、本委託契約は「第1条(保証物件の説明)」の規定する甲の資産状況などを乙に説明しました。

フリガナ **大坂 東大阪市**  
 〒 **フリガナ**

※重要事項の説明を受け「承諾書」を締結しました。署名捺印後、契約の写しを受け取りました。  
 ※保証物件が事業を目的とした質借借契約である場合は、本委託契約は「第1条(保証物件の説明)」の規定する甲の資産状況などを乙に説明しました。

フリガナ **大坂 東大阪市**  
 〒 **フリガナ**

※重要事項の説明を受け「承諾書」を締結しました。署名捺印後、契約の写しを受け取りました。  
 ※保証物件が事業を目的とした質借借契約である場合は、本委託契約は「第1条(保証物件の説明)」の規定する甲の資産状況などを乙に説明しました。

支払口座 **ゆうちょ銀行**  
 通帳記号 **1000010001000000000000**  
 支店 **1000**  
 支店番号 **0000000000000000000000**  
 支店名称 **1. 普通 (総合口座) 2. 当座**  
 預金種別 **1. 普通 (総合口座) 2. 当座**  
 口座番号 **1000010001000000000000**  
 店名 **ゆうちょ銀行**  
 店番 **1000**  
 支店名 **1000**  
 出所 **1000**

契約番号 **230420586** 契約会社 **近畿保証サービス**  
 契約締結日 **2023年10月16日**

プラン	住居	借主	駐車場	特別住居	コース	年払い	(月払い)
A. 家賃		6000					
B. 管理費、共益費							
C. 駐車場代							
D. 水道、光熱費							
E. 借主負担		6000					
F. 借主負担							59400
G. 借主負担							59400
月額保証対象額 (AからGまでの合計額)							
保証料合計 (上記①+②)							

※E・F・Gは保証会社が認めたものに限ります。※上記はすべて「税込金額」でご記入ください。

領収書  
 2023年10月16日  
 金額 **59400** 円  
 上記金額を現金(甲)より保証料として領収しました。

## 電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等 XXXXXXXXXX

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	6,545円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 5月分	6,545円	2023年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 6月分	6,545円	2023年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 7月分	6,545円	2023年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 8月分	6,545円	2023年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 9月分	6,545円	2023年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年10月分	6,545円	2023年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年11月分	15,897円	2023年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年12月分	5,720円	2023年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 1月分	5,720円	2024年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 2月分	5,720円	2024年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 3月分	5,720円	2024年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	84,592円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2024年 4月 2日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

〒577-0806

東大阪市

長岡 嘉一 様

## 電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	20,118円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 5月分	16,518円	2023年 5月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 6月分	23,362円	2023年 6月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 7月分	17,476円	2023年 7月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 8月分	17,916円	2023年 8月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 9月分	18,103円	2023年 9月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年10月分	17,463円	2023年10月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年11月分	26,821円	2023年11月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年12月分	16,668円	2023年12月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 1月分	16,715円	2024年 1月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 2月分	16,638円	2024年 2月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 3月分	16,981円	2024年 3月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	224,779円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。  
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。  
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2024年 4月 2日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2023/9/30	ドコモご利用料金 / i D 10月分	15,887	1	1	15,887
2023/9/30	ドコモ決済サービス等 / i D 10月分	1,026	1	1	1,026
2023/9/30					550
					17,463

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2023/10/31	ドコモご利用料金 / i D 11月分	25,245	1	1	25,245
2023/10/31	ドコモ決済サービス等 / i D 11月分	1,026	1	1	1,026
2023/10/31					550
					26,821

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2023/11/30	ドコモご利用料金 / i D 12月分	15,092	1	1	15,092
2023/11/30	ドコモ決済サービス等 / i D 12月分	1,026	1	1	1,026
2023/11/30					550
					16,668

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2023/12/31	ドコモご利用料金 / i D 1月分	15,139	1	1	15,139
2023/12/31	ドコモ決済サービス等 / i D 1月分	1,026	1	1	1,026
2023/12/31					550
					16,715

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2024/1/31	ドコモご利用料金 / i D 2月分	15,062	1	1	15,062
2024/1/31	ドコモ決済サービス等 / i D 2月分	1,026	1	1	1,026
2024/1/31					550
					16,638

長岡 嘉一 様		dカード i D			
2024/2/29	ドコモご利用料金 / i D 3月分	15405	1	1	15405
2024/2/29	ドコモ決済サービス等 / i D 3月分	1026	1	1	1026
2024/2/29					550
					16,981

事務所費請求内訳

(2023年11月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	12月分(11/25)
水光熱費	電気代	¥2,208	11月分(10/16-11/4)
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥26,607	コピー機トナー代 Y9289円、C9158円、 M8160円
	ネット利用料	¥2,951	10/16-10/31
	ポイント分	(¥300)	
備品・他	事務所備品代等		
	ネット移転・工事費		
事務所費合計(a)		¥97,466	
請求額(a*1/2)			¥48,733







内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (10/1~10/31)	
◇基本使用料等 (計)	335	戸建・タイプA/西 [日割]	10/1~10/2 合 算
3,018	2,683	戸建・タイプA/西 [日割]	10/16~10/31 合 算
2,683	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	29	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料 [日割]	10/1~10/2 合 算
11,452	232	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料 [日割]	10/16~10/31 合 算
	21	テレビ視聴サービス利用料 [日割]	10/1~10/2 非対象等
	170	テレビ視聴サービス利用料 [日割]	10/16~10/31 非対象等
	2,000	移転手数料	合 算
	8,000	回線工事料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,427	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
1,427	268		
268			
◇合計	15,987	合計	
15,987	2,951		
2,951			
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、10月末で	7年2か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は10月末で	1年2か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		10月ご利用分に対する獲得ポイントは、	300です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,279円です。)
		※その他の獲得ポイントはWE日をご確認ください。	

注文番号 [REDACTED] の領収書 (再発行)

HAPPY LIFE SHOP  
〒460-0005  
愛知県名古屋市中区東桜2丁目22番18号

様

再発行日 : 2023年11月26日  
注文日 : 2023年11月23日

**合計金額 : 8,160円**

注文情報

注文商品

Canon(キヤノン) 純正 NPG-67トナーカートリッジ/NPG67 マゼンタ

価格

数量 : 1  
単価 : 7,280円  
小計 : 7,280円

注文者

氏名 : 長岡 嘉一

住所 : 〒577-0806 大阪府東大阪市 [REDACTED]

支払い情報

支払い方法

PayPay (残高)

商品合計 (1点) :	7,280円
送料 :	880円
手数料 :	0円
<b>合計金額 (税込) :</b>	<b>8,160円</b>
支払い内訳	
PayPay (残高) 利用 :	8,160円

※本領収書はインボイス制度に対応しておりません。  
※適格請求書が必要な場合は、ストアに依頼してください。

## 注文番号 [REDACTED] の領収書 (再発行)

GOストア  
〒954-0056  
新潟県見附市南本町3-4-16再発行日: 2023年11月26日  
注文日: 2023年11月21日

合計金額: 9,289円

## 注文情報

## 注文商品

Canon(キヤノン) 純正 トナー イエロー NPG-67 C3320/C3325/C3330

価格

数量: 1  
単価: 9,289円  
小計: 9,289円

## 注文者

氏名: 長岡 嘉一

住所: 〒577-0806 大阪府東大阪市 [REDACTED]

## 支払い情報

## 支払い方法

PayPay (残高)

商品合計 (1点) :	9,289円
送料 :	0円
手数料 :	0円
合計金額 (税込) :	9,289円
支払い内訳	
PayPay (残高) 利用 :	9,289円

※本領収書はインボイス制度に対応しておりません。  
※適格請求書が必要な場合は、ストアに依頼してください。

## 注文番号 [REDACTED] の領収書 (再発行)

Give Joy Store  
〒705-0032  
岡山県備前市麻宇那986

様

再発行日：2023年11月26日

注文日：2023年11月21日

合計金額：9,158円

## 注文情報

## 注文商品

Canon(キヤノン) 純正 トナー シアン NPG-67 C3320/C3325/C3330

## 価格

数量：1

単価：9,158円

小計：9,158円

## 注文者

氏名：長岡 嘉一

住所：〒577-0806 大阪府東大阪市 [REDACTED]

## 支払い情報

## 支払い方法

クレジットカード決済一括払い

## カード情報

JCB [REDACTED]

商品合計 (1点) :	9,158円
送料 :	0円
手数料 :	0円
合計金額 (税込) :	9,158円
支払い内訳	
クレジットカード :	9,158円

※本領収書はインボイス制度に対応しておりません。  
※適格請求書が必要な場合は、ストアに依頼してください。

請求書  
請求金額  
請求日

大阪ガス 払込金受領証(兼請求書) <span style="float:right">金銭債権 払込受領証</span>  577-0806 大阪府 東大阪市 ( 阪3丁目12-7 )  長岡 嘉一 様  B18 01-C1-0002324-1/1-0002324# M	2023年11月分 請求金額 <b>¥2208</b> 10%対象 <b>¥2,208</b> 内消費税 <b>¥200</b> 消費税別合計
	支払期日 <b>12月18日</b> 取扱可能日 <b>12月28日まで</b>
	ご使用場所・お名前 東大阪市高井田元町1丁目9-33 長岡 嘉一 様
	<通信帳>

内容(税込)	単位	積算日	ご使用量(m <sup>3</sup> )	ご使用期間	日数	ご契約種別	料金表
ガス料金	月分	月 日	月 日	月 日	月 日		
ガス料金	月分						
ガス従属料(非課税)	月分						
前払金	月分						
請求金額	月分						
請求延滞利息(非課税)	月分						
燃費発行手数料							
らくらく割戻金・住みかた							
電灯割戻金・酒火割戻金							
ふるさと割戻金・SP等代金							
その他代金							

大阪ガス株式会社 料金 ム 0120-0-94817 550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-3 7 大阪ガス株式会社 登録番号T3120001077601



収入印紙貼付欄  
お書きま控

事務所費請求内訳

(2023年12月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	1月分(12/26)
水光熱費	電気代	¥2,390	12月分(11/15-12/13)
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥5,660	7253(10/11-12/10)
	¥5,739	7252(10/11-12/10)	
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	11/1-11/30
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥85,009	
請求額(a*1/2)			¥42,504



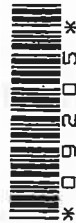
577-0806  
東大阪市

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年12月25日発行  
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区森の宮1-6  
-0025 -111 NLG森の宮ビル6F  
社用コード M30021211001 09279 09205 00 J  
61 100000 1 0 23120501J

長岡 嘉一様



Webでのお問い合わせ先



023122101061180741

09279

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6784-7253 [REDACTED]	2023年12月ご請求分	5,660円	2024年1月10日(水)

お 知 事

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本ご請求額 5,660円  
'合計) 5,660円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。  
\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
長岡 嘉一様

お客様番号  
[REDACTED]

2023年12月ご請求分

金額(円)  
¥5,660-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
[REDACTED]

金融機関・CVS用

お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6784-7253	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7253		11月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,841	回線使用料 (基本料) (事務用) 10月11日~11月10日 屋内配線使用料 10月11日~11月10日 ダイヤル通話料 10月11日~11月10日。なお前月分は1,693円でした。 ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合算 合算 合算 合算
◇NTT西日本分 (小計)	2,841	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,819	12月分	
◇NTT西日本分 (小計)	2,819	回線使用料 (基本料) (事務用) 11月11日~12月10日 屋内配線使用料 11月11日~12月10日 ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合算 合算 合算
◇合計	5,660	合計	
		2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

577-0806

東大阪市

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年12月25日発行  
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M30021211001 09278 09204 00 J.  
61 100000 1 0 23120501J

長岡 嘉一様



023122101061233904



09278

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6784-7252	2023年12月ご請求分	5,739円	2024年1月10日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本ご請求額  
(合計)

5,739円

5,739円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光ももっとと割、Web光ももっとと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。  
\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
長岡 嘉一様

お客様番号

2023年12月ご請求分

金額(円)  
¥5,739-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領取日附印

2023.12.25

収入印 金融機関

(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6784-7252	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252		11月分	
◇N T T 西日本ご利用分 2,920	2,500	回線使用料 (基本料) (事務用)	算
	60	屋内配線使用料	算
	76	ダイヤル通話料	算
	16	携帯電話等への通話料	算
	3	ユニバーサルサービス料他	算
	265	消費税等相当額 (合計)	算
◇N T T 西日本分 (小計) 2,920	2,920	(小計)	合
		12月分	
◇N T T 西日本ご利用分 2,819	2,500	回線使用料 (基本料) (事務用)	算
	60	屋内配線使用料	算
	3	ユニバーサルサービス料他	算
	256	消費税等相当額 (合計)	算
◇N T T 西日本分 (小計) 2,819	2,819	(小計)	合
◇合計 5,739	5,739	合計	合

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
<https://www.tca.or.jp/telephonerelay-service-support/qa/>

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N T T 東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。  
 M300211001 09278 09204 00 J





内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (11/1~11/30)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇消費税等相当額 (計) 520	520	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 5,720	5,720	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、11月末で	7年3か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は11月末で	1年3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		11月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,200円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

268

<b>大阪ガス 払込金受領証〔兼請求書〕</b> <small>合 格 領 収 書</small> 577-0806 大阪府 東大阪市  長岡 嘉一 様  c17 01-c1-0001249-1/1-0001249# M		2023年12月分 請求金額 <b>¥2390</b> 消費税率別合計 消費 10%対象 ¥2,390 内消費税 ¥217
支払期限日 <b>1月17日</b> 取扱可能日 <b>1月27日まで</b>		請求金額 <b>¥2390</b> 内消費税 <b>¥217</b>
ご使用場所住所・お名前 東大阪市高井田元町1丁目9-33 長岡 嘉一 様		請求金額 <b>¥2390</b> 内消費税 <b>¥217</b>
<通信欄>		

内訳(税込)	検計日	ご使用量(m <sup>3</sup> )	ご使用期間	日数	ご契約種別	料金表
ガス料金 (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日	日		
ガス料金 (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日	日		
ガス運送利息 (非課税) (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日	日		
電気料金 <b>¥2390</b> (12月分)	検計日	ご使用量(kWh) <b>104</b>	ご使用期間(日数) <b>***</b> <b>11月15日~12月13日</b>	ご契約種別 <b>ベースA</b>	日	
電気運送利息 (非課税) (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日	日		
振替手数料						
らくらく保証・住ミカタ						
蓄電池・消火器リース代金						
るるる・くるびこ・SP等代金						
その他代金						

CVS等収納用  
 収入印紙貼付欄  
 52718  
 231225  
 忘れずご検印

大阪ガス株式会社 料金チーム  
 お問い合わせ お客様センター(電話) **0120-0-94817**  
 〒550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-3  
**大阪ガス株式会社** 登録番号 T3120001077601



事務所費請求内訳

(2023年1月分)


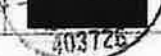
名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	2月分(1/26)
水光熱費	電気代	¥3,103	1月分(12/14-1/16)
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	12/1-12/31
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥74,323	
請求額(a*1/2)			¥37,161

¥8,323  
¥2,774.33

<b>大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)</b> <small>金額欄 払込受領証</small>		<b>2024年 1月分</b>		請求金額 <b>¥3,103</b>	
577-0806 大阪府 東大阪市 		ご使用番号 		消費税別合計 消費 10%対象 <b>¥3,103</b> 内消費税 <b>¥282</b>	
長岡 嘉一 様		支払期限日 <b>2月 19日</b>		取扱可能日 <b>2月 29日</b> まで	
120 01-C1-0002971-1/1-0002971# 		ご使用場所住所・お名前 東大阪市高井田元町1丁目9-33 長岡 嘉一 様			
(郵便番号) 		(郵便番号)			

内訳(税込)	検針日	ご使用量(m³)	ご使用期間	日数	ご契約種別	料金表
ガス料金 (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日			
ガス料金 (月分)	月 日		月 日 ~ 月 日			
ガス経費利息(非課税)						
電気料金 ¥3103 (1月分)		133	12月14日 ~ 1月16日	***	ご契約種別 ベースA	CVS等収納用
電気経費利息(非課税)						
検表発行手数料						
らく得保証・住ミカタ						
警報器・消火器リース代金						
ふるるくるびご・SP等代金						
その他代金						

  
 2.1.28  


大阪ガス株式会社 料金チーム  
 お問い合わせ先 大阪ガス株式会社 1120-0-94817  
 〒550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-3  
 大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601

いふがとうございます。最新資料の請求書等でお支払ください。  
 行以外でお支払いの場合は、期を過ぎるに発行・コンビニエンスストア等にお持ちください。  
 このははれはの証明になりますの印刷に発行してください。

お客さまへ







内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の内訳】			
		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,000	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	16,088	合計	(2回線請求分)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。



内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (1/1~1/31)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇消費税等相当額 (計) 520	520	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 5,720	5,720	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>			
		○継続利用期間は、1月末で	7年5か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は1月末で	1年5か月となりました。
○ポイントのお知らせ			
		1月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント遡呈の対象になるご利用金額は、	5,200円です。)
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。			



事務所費請求内訳

(2023年2月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	3月分(2/27)
水光熱費	電気代	¥2,466	2月分(1/17-2/14)
	ガス代		
	水道代	¥2,599	10/3-12/1
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	1/1-1/31
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥76,285	
請求額(a*1/2)			¥38,142

大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)

2024年 2月分

請求金額 ¥2466

10%対象 ¥2,466 内消費税 ¥224

577-0806  
大阪府 東大阪市  
上小阪3丁目12-7

QRコード

3月21日

3月31日

東大阪市高井田元町1丁目9-33

長岡 嘉一

218 01-C1-0001189-1/1-0001189#

内訳(税込)	単位数	ご使用量(単位)	ご使用期間	基本	ご契約種別	料金
ガス料金	(月分)	月 日	月 日	月 日		
ガス器具利息(標準的)	(月分)					
電気料金	¥2466	2(分)	ご使用量(kWh) 107.17	ご使用期間(日数) 214	ご契約種別 ベースA	
電器利息(標準的)						
手数料						
保証・住ミカタ						
管線費・消火器リース料金						
あるる・くまびと・S等料金						
その他料金						

大阪ガス株式会社

料金チーム

0120-0-94817

550-0023 大阪市西区丁代崎3丁目南2-3

大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601



東大阪市水道料金等  
納入通知書兼領収証書

お客様番号 [ ]

水栓番号 64380  
使用場所 東大阪市高井田元町1丁目9-33

使用者名 長岡 義一 様  
使用期間 令和05年10月03日~令和05年12月01日分

調定年月	令和05年12月	71867
戸数(戸)	家: **** 業: **** 事: ****	
用途	家事用	
水道使用量	5 m <sup>3</sup>	
下水道使用量	5 m <sup>3</sup>	
水道料金	1,337 円 (税率10% 363円税)	121 円
下水道使用料	1,262 円 (税率10% 55円税)	114 円
請求金額	2,599 円	

便利な口座振替制度をご利用ください。  
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。  
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者  
東大阪市水道事業 14-6000-2000-3088  
東大阪市下水道事業 14-6000-2000-2553

発行日 令和06年01月15日  
納期限 令和06年01月31日

上記の金額を領収しました。

取りよとの局  
〒250-0794 大阪府金剛寺センター(調)

口座番号: 00930-0-990045

加入者名: 東大阪市上下水道事業管理者

この領収書に東大阪市の領収印  
又は現金取扱員印のないもの及び全額を訂正したものは、無効です。

領収書は、払込の証拠にもなるものですから、大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は頁面に記載しております。

領収日付印  
24.2.02

事務所費請求内訳

(2023年3月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥66,000	4月分(3/31)
水光熱費	電気代	¥2,422	3月分(2/15-3/13)
	ガス代		
	水道代	¥2,599	12/2-2/1
	電話代	¥5,735	7252(12/11-2/10)
		¥5,656	7253(12/11-2/10)
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	2/1-2/28
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥87,632	
請求額(a*1/2)			¥43,816

**大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)** 金額単位 100円未満は切り捨て

2024年 3月分

請求金額 **¥2422**

消費税 10%対象 **¥2,422** 内消費税 **¥220**

577-0806  
大阪府 東大阪市  
長岡 嘉一

ご使用番号  
支払期日 4月17日  
取扱可能日 4月27日まで

東大阪市高井田元町1丁目9-3  
長岡 嘉一

317 01-C1-0001028-1/1-0001028#

品名(税込)	単位	数量	単価	金額	備考
ガス料金	(月分)				
ガス料金	(月分)				
ガス配管料 (非課税)	(月分)				
電気料金	¥2422	3月分			ご使用量(kWh) 104 ご使用期間(日数) 2月15日~3月13日 基本A
電気延長料 (非課税)	(月分)				
経費控除					
らく得保証・住ミカク					
買掛金・消火器リース代金					
その他代金					
大阪ガス株式会社					

料金チーム 0120-0-94817

〒550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-3  
大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601

**東大阪市水道料金等 納入通知書兼領収証書**

お客様番号 [ ]

水栓番号 64380  
使用場所 東大阪市高井田元町1丁目9-33

使用者名 長岡 嘉一 様  
使用期間 令和05年12月02日~令和06年02月01日分

課定年月	令和06年02月	71845
戸数(戸)	家:**** 業:**** 事:****	
用途	家事用	
水道使用量	2 m <sup>3</sup>	
下水道使用量	2 m <sup>3</sup>	
水道料金	1,337 円 (税率10% 55円課税)	121 円
下水道使用料	1,262 円 (税率10% 55円課税)	114 円
<b>請求金額</b>		<b>2,599 円</b>

便利な口座振替制度をご利用ください。(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者  
東大阪市水道事業 T4-8000-2000-3088  
東大阪市下水道事業 T8-8000-2000-2953

発行日 令和06年03月15日  
納期限 令和06年03月31日

上記の金額を領収しました。

領収日付印 24.3.21

収入印紙不貼

577-0806

東大阪市

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 2月26日発行  
 発行会社 差出・NTTファイナンス(株)  
 東京都港区港南1-2-70  
 お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
 [送付先]  
 〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
 -0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
 社用コード M30021211001 09433 09362 00:J  
 81.00000010 24020501J

長岡 嘉一様



024022101061364606

09433

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6784-7252 [Redacted]	2024年 2月ご請求分	5,735円	2024年 3月11日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額  
(合計)

5,735円

5,735円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
\*複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もつともつ割、Web光もつともつ割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
長岡 嘉一様

お客様番号  
[Redacted]

2024年 2月ご請求分

金額(円)  
¥5,735-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日 附印  
24.3.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

06-6784-7252

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2024年 2月ご請求分

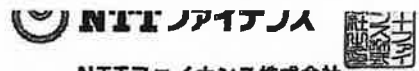
ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252 ◇NTT西日本ご利用分 2,899	2,500 60 25 48 3 263 2,899	1月分 回線使用料 (基本料) (事務用) 屋内配線使用料 ダイヤル通話料 携帯電話等への通話料 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額 (合計) (小計)	台 台 台 台 台 台 台
◇NTT西日本分 (小計) 2,899	2,899		
◇NTT西日本ご利用分 2,836	2,500 60 17 2 257 2,836	2月分 回線使用料 (基本料) (事務用) 屋内配線使用料 ダイヤル通話料 ユニバーサルサービス料他 [日割] 消費税等相当額 (合計) (小計)	台 台 台 台 台 台
◇NTT西日本分 (小計) 2,836	2,836		
◇合計 5,735	5,735	合計 2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

請求書 (四国平ご利用分)



577-0806  
東大阪市

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長岡 嘉一様



024022101061261295



09434

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2024年 2月26日発行  
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【運付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M30021211001 09434 09363 00 J  
81 000000 1 0 24020501J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 /

2ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6784-7253 [Redacted]	2024年 2月ご請求分	5,656円	2024年 3月11日(月)

お 知 せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本分ご請求額  
(合計)

5,656円

5,656円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

\* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
長岡 嘉一様

お客様番号  
[Redacted]

2024年 2月ご請求分

金額(円)  
¥5,656-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

06-6784-7253

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2024年 2月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7253			
◇NTT西日本ご利用分	2,838	1月分 回線使用料 (基本料) (事務用) 屋内配線使用料 ダイヤル通話料	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	2,838	12月11日～ 1月10日 12月11日～ 1月10日 12月11日～ 1月10日。なお前月分は0円でした。 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本ご利用分	2,818	2月分 回線使用料 (基本料) (事務用) 屋内配線使用料 ユニバーサルサービス料他 [日割] 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	2,818	1月11日～ 2月10日 1月11日～ 2月10日 合算表示の料金合計×10%	合 算
◇合計	5,656	合計 2か月分のご請求額です。	合 算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)			合 算
[Redacted Area]			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
◇合計	16,431	合計 (2回線請求分)	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。



内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (2/1~2/29)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇消費税等相当額 (計)	520	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	5,720	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、2月末で	7年6か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は2月末で	1年6か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,200円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	